

## 「三位一体の改革」の推進に関する緊急意見（全国知事会）

本会会長の私的諮問機関である「政権公約評価研究会」（座長 増田岩手県知事）は、12月8日（月）、「三位一体の改革」の推進に関する緊急意見を取りまとめ、公表しました。

緊急意見は次のとおりです。

## 「三位一体の改革」の推進に関する緊急意見

平成15年12月8日  
全国知事会  
会長 梶原 拓  
政権公約評価研究会  
座長 増田 寛也

小泉総理大臣は、先の衆議院議員総選挙における「政権公約」の趣旨に則り、去る11月18日、「平成16年度予算において1兆円を目指して国庫補助負担金の廃止・縮減を行うほか、税源移譲についても16年度に確実にを行うので、国庫補助負担金所管大臣において、この方針に従って、改革案の取りまとめを行うよう」指示されたところである。

このような内閣総理大臣のリーダーシップを高く評価するものであるが、これに対し、各省庁の改革案をもとに、政府においてとりまとめられると報道されている改革案は、総理指示の趣旨に反するものというだけでなく、地方自治体の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁にすぎないもので、到底容認できない。また、行政サービス水準の低下等国民生活への多大な影響が危惧されるなど、「改革」の名に全く値しないものであると評価せざるを得ない。

こうした改革案は、時代の大きな流れであり、かつ、国と地方を通じた共通の認識ともなっている「地方分権を推進し、地方の自主性、主体性を確立する」という基本的方針に大きく反するものであり、「国と地方の信頼関係」を著しく損なうものでもある。政府の賢明な選択、真摯な努力を希望しているにも拘わらず、かかる地方の意向を無視した改革案となるならば、全国知事会としては、断固とした決意をもって闘っていかなければならない。

三位一体の改革の具体化に当たっては、地方の意見を真摯に受け止め、真の地方自治の確立につながるものとなるよう、次のとおり主張するものである。

### 1 たばこ税の移譲ではなく、基幹税による税源移譲を実現すべき

「税源なくして削減なし」。成長性、安定性があり、偏在性の少ない基幹税による税源移譲（消費税 地方消費税、所得税 個人住民税）が安定的な住民直結型の行政サービスの提供を可能とする。**たばこ税の地方への移譲で、基幹税による税源移譲を「煙に巻く」ことは容認できない。**

一方で、教職員の退職手当等に係る経費の負担を地方に押しつけようとするなど、今後増高する経費を賄うために、たばこ税といった先細りする税源を移譲することは、「**地域の自滅を期待する改革**」としか評価できない。

また、**公共事業の廃止・縮減**については、建設国債がその財源となっていることから、税源移譲は行わない方針とのことであるが、これでは公共事業の削減分は全て税源移

譲を行わないと結論づけられることにもなりかねないことから、公共事業と財源についての検討が深まるまでの間は、建設国債の議論と切り離し、**税源移譲を行うべき**である。

**基幹税による税源移譲がなされず、また、税源移譲額も補助金削減額を大きく下回る**など、単に、**地方へ負担を転嫁するような改革案**であり、これでは「**税源の移譲**」ならぬ「**負担の移譲**」ともいうべきもので、断固容認できない。

## 2 「数字の辻褃合わせ」の「場あたり」改革ではなく、地方分権の理念に基づく改革であることが必要

(補助率カット、事業費カット等の問題点)

今回の国庫補助負担金の見直し案は、生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金の単なる補助率のカット、公共事業関係の事業費の一律削減や、教職員の退職手当等に係る経費を義務教育費国庫負担金の対象から外すなど、国が地方に關与している事業のあり方は変えずに、国の財政負担を減らして地方に押しつけるだけのことであり、**地方自治体の自由度の拡大につながらず、まさに、「骨太の方針」を「骨抜きにする」**ものである。

国庫補助負担金の見直しに当たっては、地方の事務への国の關与の廃止、地方の自由度の拡大などの観点から、**当該国庫補助負担金全体を廃止して、地方への税源移譲**につなげる手法により実施する必要がある。

(交付金化の問題点)

まちづくり交付金等、**国庫補助負担金の交付金化**については、地方への**税源移譲による自主的、総合的な政策決定を実現する**という観点からは、**省庁縦割りの弊害を残す不完全な改革**であり、当該国庫補助負担金全体を廃止した上での**税源移譲**という手法で実施すべきである。

(三位一体改革の理念)

こうした改革案は、「**1兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減を**」との総理の指示に対して、**単なるノルマ達成だけの「数字の辻褃合わせ」、「理念なき数字の積み上げ」**に過ぎない、場当たりの改革案である。これでは「**三位一体の改革**」の初年度の改革案と呼ぶに値しないだけでなく、そもそも改革しようとする姿勢さえ疑われる。各省庁は、そもそも「**三位一体の改革は国民のためにある**」という基本理念を忘れていたといわざるを得ない。「**三位一体の改革**」を進め、「**地方分権**」を確実なものとするには、単に「**国対地方自治体**」の問題ではなく、より住民に身近なところで**政策決定、税金の用途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行う**ことを可能とする、**真の構造改革**である。

## 3 国と地方の信頼関係を損なう「ごまかし」措置ではなく、総理の強いリーダーシップによる真の「三位一体の改革」を推進すべき

全国知事会では、地方自治体が自らの政策決定責任を全うするため、原則として国庫補助負担金の廃止そのものを求めているのであり、生活保護費負担金、児童扶養手当給付費負担金の国庫負担割合の引き下げなどの補助率削減という**国庫補助負担制度そのものの改革に何ら踏み込まない姑息な措置**は、国にとって痛みを伴わないにもかかわらず、**あたかも国庫補助負担金の削減努力を行ったかのような「ごまかし」**である。

補助金を無くし、国の関与のない中で、どのように分権を実現していくかという観点から、全国知事会の総意として、全国知事会としては初めて地方側の補助金廃止リストを出したにも関わらず、各省庁の改革案では、むしろ「改悪」であり、**将来の分権にも全くつながらないもの**といっても過言ではない。**地方自治体の意向を全く無視し、各省庁が既得権益にしがみつくと**いう姿勢は、**国と地方の基本的な信頼関係を損なう**ものである。

さらに、地方交付税については、本来、財源保障機能、財源調整機能のあり方を含め、慎重に検討されるべきものである。しかるに、補助金額の削減を契機にして、地方交付税額の削減がなし崩し的に進められようとしている。

補助金廃止・税源移譲により生じる地方自治体ごとの収入の不均衡については、当面は、地方交付税制度やその他の手法により調整を行い、将来的には、地方自治体間で水平調整する仕組みについても検討すべきである。

補助金削減について、関係団体等からも反発する声が出ているが、三位一体改革の推進に当たっては、**小泉総理大臣自らが強いリーダーシップ**を発揮し、地方の意見に十分耳を傾けるなど**地方との二人三脚の関係**を維持しながら、**真の地方自治の確立につながるもの**となるよう、強く望むものである。

「政権公約評価研究会」構成員

岩手県知事	増田寛也	(座長)
宮城県知事	浅野史郎	
神奈川県知事	松沢成文	
滋賀県知事	國松善次	
京都府知事	山田啓二	
和歌山県知事	木村良樹	
鳥取県知事	片山善博	
福岡県知事	麻生渡	
佐賀県知事	古川康	